学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校 介護職員初任者研修(通信)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

法人等の名称 学校法人大原学園

所在地 東京都千代田区西神田 1-2-10

研修実施主体 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校

所在地 群馬県高崎市下和田町5丁目3番16号

(目 的)

第2条 この事業は、超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化へ対応する新たな人材 育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、高齢者等の多様化するニーズに対応し た専門的な知識、技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。

学校法人大原学園 介護職員初任者研修

(受講対象者)

第4条 受講対象者は群馬県及び近郊在住で、通学可能な概ね 18 歳以上の者とする。

(年間事業計画)

第5条 研修事業は、研修指定申請 様式第2-1号「カリキュラム及び日程表」のとおり 実施する。

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金額	納付形態	納付期限
受講料	76, 376 円	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	7, 124 円	一括納入	受講開始前日まで

(研修科目の免除)

第7条 研修科目の免除は行わない。

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修するカリキュラムは、様式第1-1-ア 「研修計画」のとおりとする。 (研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習、実習施設等は、様式第1-6号 「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は、様式第1-2号-ア「講師別担当科目一覧」のとおりとする。

(受講手続)

- 第11条 募集手続きは次のとおりとする。
 - (1) 介護職員初任者研修事務局に電話予約をする。予約の段階で定員管理を行い、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
 - (2) 予約をした受講者は、当校指定の申込み用紙に必要事項を記載し、受付に受講料と申し込み用紙を持参し受講手続きを取る。
 - (3) 提携している大学生協、購買会等にて受講料を納入した場合には、納入の控えに受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きを取る。
 - (4) 受講料を銀行又は郵便振込みをした場合には、振込証明書(コピー可)に受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きをとる。
 - (5) 受講申込受付時に運転免許証等の提示により本人確認を実施する。なお、郵送での申込者に対しては初回講義時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。
 - (6) 受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は、当校所定の規約に基づき返金額を計算し返還する。

(通信による実施方法)

- 第12条 通信による実施方法は、次のとおりとする。
 - (1) 学習方法
 - ① テキストにより、自宅学習を行う。
 - ② 自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を持参等により提出させる。
 - ③ レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を 設定し、選択式による問題、○・×式による問題と記述式による問題とする。
 - ④ 内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。
 - (2) 評価の方法

提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順に A·B·C·D の区分で評価を行う。A·B·C を合格とし、理解度の低い D の場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。

【レポートの評価】 A=90 点以上・B=80 点以上・C=70 点以上 合格 D=70 点未満 不合格 (3) 個別学習への対処方法

受講生が自宅での学習中に生じた質問内容に対して、電話・FAX・郵便等で受け付け、 講師による回答を電話又はスクーリング時に回答する。

(補講について)

第13条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習総時間数の1割を上限として補講を行い、当該科目を履修した者とみなす。

(補講に対する費用)

第14条 補講に対する費用はないものとする。

(受講の取消)

- 第15条 次の各号に該当するものは、受講を取消すことができる。
 - (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して 1 時間程度の筆記試験を行い、修了認定会議で修了と認められた者とする。なお、修了の認定基準に満たない者は、認定基準に達するまで補講を実施する。但し、本人が補講を拒否した場合には、修了証明書を交付しない。

(研修欠席者等の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、欠席した場合、研修開始時間に遅刻した場合、研修修 了時刻前に早退した場合は、その時間数を補わなければ修了できない。

(修了証明書等の交付)

第18条 修了を認定された者は、当校において修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第19条

- (1) 修了者は修了者名簿に記載し、指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により修了証明書を再交付する。

(研修担当部署及び連絡先)

第20条 研修事業は当校介護職員初任者研修事務局で行う。

研修担当部署:保育・福祉課 連 絡 先:027-325-1280

(その他留意事項)

- 第21条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
 - (1) 研修に関して、苦情等の窓口を研修担当部署とし、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
 - (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
 - (3) 受講者に対し、研修において知り得た個人情報を絶対に他人に漏らすことのないように対応する。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

(附則)

1. この学則は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

(附則)

1.この学則は令和2年4月1日から施行する。

(附則)

1.この学則は令和5年4月1日から施行する。

研修(講義・演習)会場の種類ごとの所在地、施設名、研修会場、電話番号

①講義会場	所在地	群馬県高崎市下和田町5丁目3番地16号
	施設名	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校
	研修会場	1 0 A 教室、 6 A 教室
	電話番号	0 2 7 - 3 2 5 - 1 1 0 0
②演習会場	所在地	群馬県高崎市下和田町5丁目3番地16号
	施設名	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校
	研修会場	トレーニングスタジオ
	電話番号	0 2 7 - 3 2 5 - 1 1 0 0

講師別担当科目一覧(介護職員初任者研修課程)

(☑ 事業者指定申請 □ 指定事業者変更届)

学校法人大原学園

事業者名 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校

	科目	番号		1		2			3			4			5		6			7			8				9													.0
		番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)
	清水	潮里							1	V		1		/	1	V	V	1	V	V	V	/	1	V		V	1	V	1	1	1	1	1	1	1	1	V	/	/	1
	青木	ひろみ							1	/		1				V	1	1	1	1	1	>	1	/		_														
	品田	静枝						_	1			1				<u>/</u>	V	1	1	1	1	/	1	/		1	/													
	飯塚	月美	V	V	V	/	1							/	/	V	/	V		/	/				<u>~</u>	1	/	1	1	1	1	1	1	/	/	1	1	/	/	1
	古本	喜彦	1	/	V	1	1							/	1	V	V	1		1	/				V	1	>	1	1	1	1	1	/	1	1	1	1	/	>	1
	石井	竜也	1	/	1	/	/	/	/	1	V	1	1	/	1	V	V	/		/	/				V	/	>	1	1	/	1	1	1	1	/	1	1	>	>	1
講	小林	利美							/	/						V	V	1	1	/	/	>	1	/		/	>													
師																																								
名																																								

- ※ 担当する細目にチェックをすること。なお、担当科目数は講師1人あたり3科目までとすること。 ※ 助手として担当する細目には「助」と記入すること。
- ※ 独自科目については、記載不要とする。